

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

長崎県佐世保市広田三丁目一三番一九号

Officeはまだ株式会社

代表清算人 濱田 貴子

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

大分市大字森町三五一番地の六

有限会社キング

清算人 宮内富佐子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

鹿児島県霧島市国分重久二七五五番地四

有限会社シャトー

清算人 福満 克也

解散公告 (第一回)

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年六月二十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

札幌市白石区本通二十一丁目南一番一〇号

イオン北海道株式会社確定給付企業年金

清算人 高草木陽子

解散公告 (第一回)

当法人は、令和七年六月十二日熊本地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

熊本県熊本市北区植木町大井二三番地

宗教法人眞宗寺

清算人 弁護士 原 彰宏

連絡先 熊本県熊本市中央区紺屋今町二番

一号 Wビルディング紺屋今町二 五階

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年六月二十八日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

千葉県柏市南柏一丁目四番八号

高南タイアパレス南柏管理組合法人

清算人 斉藤 孝

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年七月七日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

大阪府枚方市中宮北町一番一五号枚方クリ

ニックプラザ二階二〇二 医療法人弘真会

清算人 伊藤 寛

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年一月十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

大阪府茨木市永代町八番八号

医療法人国里整形外科

清算人 小林 綾子

解散公告 (第二回)

当法人は、令和六年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

鳥取県西伯郡大山町安原一〇五七番地一

医療法人社団菅院

清算人 菅 由子

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年三月三十一日広島県知事の認可を受けて令和七年五月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年五月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

広島県東広島市入野中山台三丁目九番七号

学校法人以德学園

清算人 武野 公昭

解散公告 (第三回)

当法人は、二〇二五年六月十三日福島地方裁判所の判決により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(二〇二五年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

二〇二五年七月二十四日

登記簿上の主たる事務所福島県いわき市平

北白土字愛谷町五二番地

宗教法人いわき中央教会

清算人 弁護士 毛利 弘道

申出先福島県いわき市中央台飯野四丁目二

番地の四いわきニュータウンセンタービル

二階ひろ法律事務所

解散公告 (第三回)

当法人は、令和五年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

神奈川県藤沢市亀井野二丁目一番一〇番二F

医療法人社団海琉会

清算人 昇 辰雄

解散公告 (第三回)

当法人は、令和六年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

岡山県倉敷市八王寺町二八七番地

医療法人すわ内科皮膚科

清算人 諏訪 和雄

配当公告

岐阜県下呂市小坂町大島一二七一番地

右の者に対する岐阜地方裁判所高山支部令和四年(フ)第三五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に参加することができる破産債権の総額 金五八六、七一八、一八七円

一、配当することのできる金額 金一六九、八八九、一〇五円

令和七年七月二十四日

岐阜県高山市昭和町二丁目一〇〇番地一〇

大久保ビル二階A号室 清水卓也法律事務所

破産管財人 清水 卓也

第58期決算公告			
令和7年6月27日			
北海道沙流郡高田町富川4丁目5番5号			
王子フォレストリー株式会社			
代表取締役 荒井 均			
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科 目		金 額(千円)	
資産の部	流動資産	908,191	
	固定資産	563,730	
	合 計	1,471,922	
負債及び純資産の部	流動負債	343,078	
	固定負債	(30,458)	
	資本	314,954	
	剰余金	813,889	
	引当金	20,740	
	負債	5,317	
	資本	787,831	
	剰余金	6,450	
	引当金	781,381	
	その他利益	(61,421)	
合 計		1,471,922	